

# P T A 会 則

〒107-0062 港区南青山4-21-15  
港区立青南小学校PTA  
令和5年6月7日改定

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会は、港区立青南小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるため、つぎの活動を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の生活の指導及び保護につとめる。
- (2) 児童の生活環境を良好に保つ。
- (3) 交通安全指導を行う。
- (4) 児童の保健衛生及び学校給食の改善充実に協力する。
- (5) 他校のPTA、その他の官庁や諸団体との連携及び協調につとめる。

## 第3章 会員

第4条 この会は、つぎの会員で組織する。

- (1) 保護者会員(青南小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる保護者)
- (2) 教職員会員(青南小学校に在籍する校長以外の教職員のうち学校が指定する者)

## 第4章 経理

第5条 この会の活動に必要な経理は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第6条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。但し、総会開催前の経理は、実行委員会による承認に基づいて行い、総会において報告されるものとする。

第7条 会費は、1家庭につき、月額500円とする。

第8条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 総会

第9条 総会は、会員の全員をもって構成され、この会の最高議決機関として位置する。

第10条 1. 総会は、定期総会及び臨時総会からなる。

2. 定期総会は、前期後期各1回ずつ開催する。

3. 前期総会では、前年度事業報告及び決算報告を行い、新年度事業計画及び予算案を審議決定する。後期総会では、次年度役員及び会計監査委員を選出する。

4. 臨時総会は、その必要があるときに会長が招集する。また、会員の3分の1以上又は実行委員の過半数の要求があった場合には、いずれかの実行委員が臨時総会を招集することができる。

第11条 総会は、会員の5分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、出席会員数には、委任状提出者及び書面による議決権行使をした者も含むものとする。

第12条 総会の議事は出席者の過半数で決める。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第13条 総会の招集開催が困難な場合、書面による決議を行うことができる。この場合、総会の定足数、議決等の方法については、第11条及び第12条に準ずる。

## 第6章 役員

第14条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(保護者会員)
- (2) 副会長 3名(保護者会員2名、副校長)
- (3) 書記 2名(保護者会員2名)
- (4) 会計 2名(保護者会員2名)

第15条 1. 役員任期は1年とする。

2. 会長が再任される場合、連続した4年間を任期の限度とする。

3. 補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

4. 役員兼任は認めない。

第16条 1. 会長は、この会を代表し、会務につき責任者となり、総会、役員会及び実行委員会を招集して議長をつとめるほか、役員候補者推薦委員会を除くすべての委員会に出席して、意見を述べることができる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を、会長が不在の場合はその職務を行う。

3. 書記は、総会及び実行委員会の議事を記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

4. 会計は、総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、この会の財産を管理し、次年度の前期総会において決算報告を行う。

第17条 1. 各役員候補は、役員候補者推薦委員会によって選出され、後期総会の少なくとも10日前に全会員に通知される。

2. 会員は、後期総会の場において、役員候補者推薦委員会が選出した以外の会員を、役員候補者として追加推薦することができる。

3. 役員候補者の推薦は、役員候補者推薦委員会によってなされる場合も、後期総会の場においてなされる場合も、その氏名を発表する前に、被推薦者の同意を要する。

4. 役員は、後期総会で選出され、次年度の4月1日から就任する。

5. 補欠役員については、総会における選出を要さない。

## 第7章 相談役及び校長

第18条 前年度をもって退任した会長を相談役とする。

第19条 相談役は、会長の要請によりすべての役員会及び委員会に出席することができる。

第20条 校長は、すべての役員会及び委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第8章 会計監査

- 第21条** この会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。
- 第22条** 会計監査委員の任期及び決定の方法は、役員の場合に準ずる。
- 第23条** 会計監査委員は、役員及びその他の委員を兼ねることはできない。
- 第24条** 会計監査委員は、その年度の経理を前後期2回監査し、その結果を次年度の前期総会で報告する。また、必要に応じて臨時監査を行う。

### 第9章 実行委員会

- 第25条** 1. 実行委員会は、役員並びに学年代表委員長及び副委員長によって構成される。
2. 実行委員会は、この会の運営の基本的方針を立て、各委員会によって立てられた事業計画案、予算案及び決算等を審議検討の上承認する。
3. 前項のほか、実行委員会は、総会に提出する議案、報告書等を作成する。
4. 実行委員会は、総会で委任された事務及び各委員会の所管以外の事務の処理並びに各委員会の連絡調整をはかる。
5. 第14条、第17条1項から4項、第21条、第22条、第29条第1項及び2項本文、第31条第1項の定めにも拘わらず、役員、会計監査委員又は各委員会の委員が任期途中で転校等の理由により退任した場合には、実行委員会にて補欠を選出するか否かを決議し、選出する場合は選出及び承認を行う。

- 第26条** 1. 会長は、必要に応じて、実行委員会を招集する。但し、実行委員の3分の1以上が必要と認めるときは、いずれかの実行委員の招集により、開くことができる。
2. 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決める。但し、実行委員の全員が決議事項につき書面等により同意の意思表示をした場合(相当期間内に反対の意思表示をしない場合を含む。)には、当該議案は可決する旨の決議があったものとみなす。

### 第10章 委員会

- 第27条** 委員会は、学年代表委員会、特別委員会及び役員候補者推薦委員会からなる。
- 第28条** 学年代表委員会は学年学級相互の連絡調整、児童の校外生活及び自主的集団生活の補導をし、交通安全対策に協力する。

- 第29条** 1. 学年代表委員会は、各学年の保護者会員の互選により選出された学年代表委員によって組織される。
2. 学年代表委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。
3. 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第30条** 学年代表委員会は、すべての事業計画について、実行委員会にはからなければならない。

- 第31条** 1. 学年代表委員会は、委員長及び副委員長を選出する。
2. 委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐して、委員長に事故があったときはその代理をし、委員長が不在の場合は、その職務を行う。委員長、副委員長の任期は、役員の任期に準ずる。

**第32条** 特別委員会は、特定の目的を遂行するために、実行委員会によってそのつど設けられる。

**第33条** 学年代表委員会及び各特別委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議事は、出席者の過半数で決める。但し、各委員会の全員が決議事項につき書面等により同意の意思表示をした場合(相当期間内に反対の意思表示をしない場合を含む。)には、当該議案は可決する旨の決議があったものとみなす。

- 第34条** 1. 役員候補者推薦委員会は、役員候補者の選出を行うため、実行委員会によって毎年2月末までに招集され、その議事は、出席者の過半数で決める。但し、委員の全員が決議事項につき書面等により同意の意思表示をした場合(相当期間内に反対の意思表示をしない場合を含む。)には、当該議案は可決する旨の決議があったものとみなす。
2. 役員候補者推薦委員会の構成は、つぎのとおりとする。
- (イ) 1年生から5年生の学年代表委員から選出された各1名
- (ロ) 実行委員会から選出された3名(会長を除く)

### 第11章 附 則

**第35条** この会則における委任状や書面には電磁的記録を含むものとする。

**第36条** この会の運営に関する必要な事項、慶弔に関する事項その他会則に規定されていない事項については、本会則の趣旨に反しない限りにおいて、実行委員会の議決により、細則としてこれを決める。実行委員会は、細則を制定又は改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

**第37条** この会は、会員名簿、議事録、会計簿、備品台帳をつくり、事務所に置く。

**第38条** この会則の改定は、総会の議決を経なければならない。改定案は、総会開催前に全会員に通知する。

**第39条** この会則は、令和5年6月7日に一部改正の上、施行される。